

岡山家庭裁判所委員会議事録

第1 日時

平成22年6月15日(火)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席委員

11人(男性8人,女性3人)の委員が出席

第4 議事の要旨

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 説明担当者による説明

成年後見制度の今日的課題について,家裁調査官による説明が行われた。

3 意見交換等(家裁委員,説明者等)

成年後見制度の今日的課題について,主任家裁調査官による説明の後,意見交換が行われた。

【鑑定人の確保について】

鑑定というだけで,面倒なことに巻き込まれたくないという意識がある。

鑑定書には,チェック欄があり,記載する欄が少なくなっている簡易なものがあるので,鑑定人に対する最初の説明で,「チェックしていただいたら結構ですよ」という説明を丁寧にすることが必要なのではないか。

鑑定のひな形があると,鑑定を引き受けやすくなるのではないか。

申立ての段階で診断書が提出されているが,その中で,鑑定についても,「引き受ける。」,「引き受けない。」と記載する欄があり,そこで,引き受けないと書いている方に鑑定をお願いすることはできないので,その前の段階の説明が大事だと思う。申立前に,申立人代理人の方でも少し工夫の余地があるのかと思う。

家庭裁判所から個人の開業医に依頼するルートというのはほとんどないのではないかと考えるので,その辺りとの繋がりを付けるような方法論があればいいのではないかと。開業医に頼むルートを開拓するには,岡山県内の精神科医のほとんどが参加している団体から,成年後見に関する鑑定を受ける用意があるかというアンケート調査をして,受ける用意があると答えた人については,そのリストを家庭裁判所に提出することが一つの方法ではないか。

【後見監督事務への参与員活用等】

成年後見は,本来利用すべき人がまだ相当数いるような状況で,そのような方が実際に利用し始めるということになると,家裁で後見監督をすることは不可能だと思われるので,外注するしかないと思う。後見監督人ということで外注するのが通常の方法だが,後見監督人として選任してしまうよりは,もう少しラフな形で選任するなど,工夫すればよいと思う。

家庭裁判所では,実際に,参与員を活用して後見監督をしており,参与員にはそのための日当が支給されている。その辺のところをこれからもっと活用していくのかどうかといったことは考えられると思う。

【社会福祉協議会による日常生活支援事業の活用について】

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業という制度があり,ある程度の判断力はあるが不十分な方というのであれば,この制度を利用すれば,成年後見をしなくても済むのではないかと。

成年後見人ではなくて、保佐人と日常生活自立支援事業の両方を付けなければサポートできない方がいたり、日常生活自立支援事業を使っておられた方の認知症が悪化して、契約能力がなくなったので、成年後見に移行するといったケースがある。是非、両方ともうまく使いたい制度だが、手一杯なところがあって社会福祉協議会の方も受け切れていないという状況にある。

【成年後見制度の利用促進について】

成年後見制度は、もともと行政機関が関与する制度ではなく、裁判所が決定していくという制度、禁治産や準禁治産の制度が変わったものであるため、利用を推進していくというような側面は、あまり考えられていなかったようだが、今は、どちらかという、厚生労働省が中心となって成年後見制度利用支援事業ということで、利用の推進を始めている。この利用支援事業の実施主体は、市町村であり、岡山でも成年後見を利用しやすい制度にしつつある。

ただ、まだ十分とまでは言えない状況にあり、例えば、お金がなく自分の生活で精一杯だという人が保佐人を付けようというときに、保佐人の報酬が全く払えないという場合は、そこをサポートする行政の制度ができていますが、市町村によっては首長申立てが条件になっていることもある。

岡山市でも、高齢者や知的障害者の方々が本当に社会的な形で自立できるよう行政の方も後見制度のPRや推進をしているが、まだ利用者が少なく、ニーズに応えられていないのではないかと課題の認識は持っている。今後、少しずつではあるが、充実していかなければならないと思っている。

【後見人等への報酬について】

報酬は、本人の財産から払うというのが原則となっている。報酬の大まかな基準は、本人の財産とその財産を後見人が管理した期間等で決めるが、具体的なケースによって、大変だったケースなのか、そうではないのかというようなことも含めて裁判所で決定しているというような状況である。

報酬の支給には、本人の収入や財産などの原資が必要で、後見人等には御苦労をお掛けしたけれども、報酬を十分には払えないというようなケースも出てくるので、裁判所としても苦慮している部分であり、今後の課題になると思う。

4 次回期日等

次回期日は平成22年11月2日(火)午後3時とされた(テーマは未定)。